

議会運営委員会記録

招集年月日	令和 4 年 3 月 10 日 (木)			
招 集 場 所	日高市役所 第2委員会室			
開閉の日時	開 会 3 月 10 日 午前 9 時 14 分			
	閉 会 3 月 10 日 午前 9 時 30 分			
出席委員	委員長	山 田 一 繁	副委員長	吉 本 新 司
	委 員	鈴 木 健 夫	委 員	大 川 戸 岩 夫
	委 員	橋 本 利 弘	委 員	齋 藤 忠 芳
	議 長	大 澤 博 行	副議長	森 崎 成 喜
欠席委員	なし			
説明のため 出席した者 の職氏名	なし			
書 記	事務局長	梶 山 吉 之	次 長	野 澤 勝 行
	主 幹	飯 島 和 雄	主 査	金 子 砂 知 子
事 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追加議案について ・ その他 			
調 査 の 経 過				
(別紙のとおり)				

調査の経過

<開 会> 午前9時14分

- **山田委員長** おはようございます。
ただいまの出席委員は、全員であります。
これより議会運営委員会を開会いたします。

<追加議案について>

- **山田委員長** はじめに協議事項でございます。
追加議案について1点目、市長提出議案についてです。
本日、議案第29号 令和4年度日高市一般会計補正予算（第1号）が市長から提出されました。
この議案の取扱いについては、本日の議事日程に加え、一般質問終了後、提案説明を受けることとします。
そして、最終日に質疑、委員会付託省略、討論、採決を行いたいと思っておりますがよろしいでしょうか。
(異議なし)
- **山田委員長** それでは、異議がございませんので、議案第29号 令和4年度日高市一般会計補正予算（第1号）については、本日の議事日程に加え、本日、提案説明を受け、最終日に質疑、委員会付託省略、討論、採決を行うことに決定いたしました。
なお、最終日の質疑は、追加議案のため通告制はとりませんが、議会対応申し合わせ事項に従い、本会議が混乱しないよう事前に執行部と十分に調整をし、再質疑のないよう、この後の全員協議会で周知いたします。
次に、2点目です。
決議案についてです。
本日、決議案第1号 ロシアによるウクライナへの侵攻に対する抗議に関する決議が大川戸議員から提出されました。
この決議案の取扱いについては、本日の議事日程に加え、市長提出追加議案の提案説明終了後、決議案の提案説明を受け、質疑、委員会付託省略、討論、採決を行いたいと思っておりますがよろしいでしょうか。
(異議なし)
- **山田委員長** それでは、異議はございませんので、決議案第1号 ロシアによるウクライナへの侵攻に対する抗議に関する決議については、本日の議事日程に加え、本日、提案説明を受け、質疑、委員会付託省略、討論、採決を行うことに決定いたしました。
以上が協議事項でございます。

<その他>

- **山田委員長** これより、その他ということですが、3人から確認事項をお願いしたいということですが。
その他について、それでは、大川戸委員。
- **大川戸委員** 去る1月26日の全員協議会だったと思いますが、議会運営委員会の委員長から議長の許可を得ないで、登壇、前にはいけないという件で、田中議員から、抗議が出されたことについての報告があったと思うのですが、その結果が、まだ、は

つきりしないしていないと思いますが。

- **山田委員長** 分かりました。それと後、二つ、まず、鈴木委員のほうから。
- **鈴木委員** 委員長報告について、委員長報告の方法について、全員協議会でもお話させていただいたことの再確認をお願いしたいと思います。
- **山田委員長** 次に、森崎副議長。
- **森崎副議長** 私はですね、議会への携帯品で持ち込みしてはならないものに録音機というのがありますけど、今、携帯電話でも録音できますので、それについて考えるべきだと思います。以上です。
- **山田委員長** 復唱しませんが、以上3点について、提案されました。議題として取り扱ってよろしいでしょうか。
(異議なし)
- **山田委員長** それでは、異議なしということで、以上の3点を議題に取り上げさせていただきます。

1点目ですが、12月定例会の一般質問の場面で、田中議員から「議長の許可がなければ他の議員は前に出てはいけない。」との抗議がされた件です。

この件について皆様で、確認をしたいと思います。

この件は、12月定例会の最終日全員協議会、先般の全員協議会においても、田中議員に対して、「その根拠を教えてください。」ということでお伝えしていたところ、その後、根拠が示されることはありませんでしたので、皆様で確認をしたいと思います。

本件は、一般質問が途切れた場面で、議会運営委員会の委員長として議長に暫時休憩を申し入れ、議長からの休憩宣告後に、議会四役が対応を協議するために前に出たものであります。

休憩中の行動であります。

会議規則の158条のことを言われているのかと思いますが、この件について、皆さんで、協議をいただければと思います。

ご意見をいただきたいと思います。

いかがでしょうか。

- **吉本委員** 委員長いいでしょうか。
- **山田委員長** 吉本委員。
- **吉本委員** この件に関しては、私は張本人なので、私は長い間、議員をやっていますけれど、そういうことは、度々ありましたし、皆さんは、おとなしいからですけど、昔は紛糾したこともありましたし、今ここにいる、齋藤委員は、先輩ですけども、齋藤委員もよく知っていると思いますけど、そんなことにいちいち、休憩中に、議長のところ、文句を言いながら行ったこともありました。
そんなこと言われる筋合いは、さらさらないない、今更ない、どうゆう意味で言ったのか、そういうところに、そういう書付があるなら、見せてくれと言いたいですね。そういうことです。
- **山田委員長** はい分かりました。
時間も迫っていますので、なるべくコンパクトにやりたいと思います。
158条の件で、ご意見いただきたいと思います。

その他、あくまでも、個人攻撃ではなくて、議会運営上必要だということの認識のもと皆さんも、議題に取り上げていただいたと思いますので、よろしくお願ひします。特に、本人が、誤解、若しくは、間違つて発言されたのではないだろうかというふうに推察されますが、そうではなく、「いけない。」というご意見の方いらっしゃいますか。

齋藤委員どうですか。

- 齋藤委員 許可がないというのは、許可があるというのとは逆に、議長が許可すればいい話で、許可がないというのは、暫時休憩中の話じゃないと思いますよ、暫時休憩中のことを言っていない。

別に、暫時休憩中に議長と打合せの中の話だということを吉本委員は、言っているのしょうから、多分そういう意味で言っていると思います。

そういうことであれば、仕方ない。好ましいかといえば、外部の人から見たらそれは、当然おかしいと見えるかもしれないけれど、中の組織的には、打合せを休憩中にするのは、仕方ないと思います。

好ましいかどうかは、外部の人からは何とも言えないけれど、議会規則上は、問題ない。

- 山田委員長 そのほか違つたご意見の方いらっしゃいますか。

会議規則上では、吉本委員、齋藤委員が言われたように、休憩中でないことについては、会議規則の決まりだということですが、特に、以前から、四役が出ていったことは、慣例的にも何回も出ていますので、本人が誤解され、人間、間違えは、どなたにもありますので、誤解されたということによろしいですか。

(はい)

- 山田委員長 そのように誤解のないようにということで、説明させていただきます。

次、鈴木委員からの委員長報告の件でございます。

委員長報告に対する質疑に関しても、この件については、委員長報告については、委員会中の全ての質疑応答は紹介しないということで、全議員のもと、賛同を得ております。

それで、決算特別委員会での委員長報告の時に、それが提案されていますが、時間短縮するということで、常任委員会についても、すべてを委員長報告ではしないということで、全員協議会で確認されておりました。

一任されたとはいえ、当時の委員長から、私も議長だった立場から相談を受けたのですが、どれをどういうふうにセレクトして、委員長報告として残すか。

今度、任された方に責任があるので、どうするかということで、意図的に誰かを外すとか、誤解されるのも困る。

それは、委員長に一任されているわけですから、ただその中で、これは個人的な話ですが、「なるべくなら、初めに言われた、質問を残されたら、いかがでしょうか。」とか個人的にアドバイスをしました。

それは、委員長に一任されているわけでございます。

その件について。

- 齋藤委員 委員長。
- 山田委員長 はいどうぞ。齋藤委員。
- 齋藤委員 常識的な話ですけど、外部の人が当然傍聴しているわけですから、本会議で、その時に当然、議事録をもっているわけですから、それに関して、本会議等で委

員長質疑があった場合には、内容は、答えるべきだと思います。

そうしないと、実際あったことを議会で報告しなかったということになってしまいますので、そういうケース、別に鈴木委員長のやり方がどうのこうのではなくて、当然、考え方としては、略式で、全部報告する義務は全くありませんので、主なものということで委員長の判断でいいと思います。

ただし、それに対して、本会議で質疑が最終日等である可能性がありますので、その時でできたところで、「ありません。」というのは間違えの委員長報告になりますから、その時は適切に対応すべきではないか。

それに関してピンポイントで、きた分は、実際、委員会で報告がなされたものをしなかったということに議員として大きな問題になりますので、ないものはないですけど、あるものをないというのは、これは、委員長の逆に責任になりますので。

(ないなんて言ったことはない。との声あり)

- 齋藤委員 質疑があった場合には、適切にやらないとあったことがなかったことになったり、なかったことがあったことになったり、問題がありますので、その辺は適切に委員長の判断で。
- 山田委員長 委員長の判断でということ、いままでどおり、委員長の判断で対応されればいいということで、あと「ない。」と答えた委員長はいらっしゃいませんので、その辺の確認は、よろしく願います。

それでは、齋藤委員も言われるように委員長の判断で、対応する。

ただし、質疑を委員長報告は、割愛して報告するというのを再確認したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

- 山田委員長 再確認をさせていただきました。
これも全協で報告させていただきます。
それともう1点、152条の件です。録音機の件でございます。以前は録音機というボイスレコーダーみたいなもの。
もっと昔だったらテープレコーダーの小さいもの「ウォークマン」みたいなものを意味していたのだと思いますが、最近では、スマホでも簡単に録音ができる。
そういう類は、「携帯してはならない。」という決まりですので、確認ということで、議会運営委員会の方で確認させていただきたいということで、よろしいでしょうか。

(はい)

- 山田委員長 規程どおりということで。
何か異議があるとか。
- 吉本委員 今更そんなこと言いますか。
私は、おかしいと思う。
- 山田委員長 時代が進化して、スマホでもなんでもできるということなので。
- 齋藤委員 副議長、なんで、それを提案したの。
その辺を説明してもらいたい。
- 森崎副議長 持っている、会議、本会議でも録音できるわけ、みんなで確認しなければいけない。
- 齋藤委員 それは傍聴者ということ。
- 森崎副議長 傍聴者でも議員でも同じですよ。

- **山田委員長** それでは規程どおり、会議規則の152条にのっとるということで、確認させていただきます。
- **大澤議長** 委員長1点だけいいですか。
文言の解釈のことなのですが、「又は携帯してはならない。」というのは、離れて置いておけばいいということになりますか。
- **山田委員長** 持って入ってはいけない。常識の範囲で規則を認識していただきたい。
これについても、今確認したことを全員協議会で報告をいたします。
その他に何かございますか。
(なし)

<開 会> 午前9時30分

- **山田委員長** では、以上のことについて全員協議会で報告します。
以上で、議会運営委員会を散会します。御苦勞様でした。

議会運営委員会

委員長 山 田 一 繁